

昭和 31 年 10 月 1 日
教委規則第 2 号

川俣町教育委員会傍聴人規則

第 1 条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、受付において交付する用紙に自己の氏名、住所、職業その他の必要と認める事項を記入して、委員長の許可を受けなければならない。

第 2 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 精神に異常があると認められる者
- (2) めいていしていると認められる者
- (3) 会議の妨害となると認められる器具等を携帯している者
- (4) 前各号のほか、委員長において傍聴を不適當と認める者

第 3 条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は、喫煙すること。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第 4 条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第 5 条 前各号のほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。